

令和6年2月8日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

登戸2号街区公園の民間活力(Park-PFI制度)導入に向けた取組について

資料 登戸2号街区公園の民間活力(Park-PFI制度)導入に向けた取組について

参考資料 登戸土地区画整理事業公園基本計画

まちづくり局

1 本事業の背景・目的

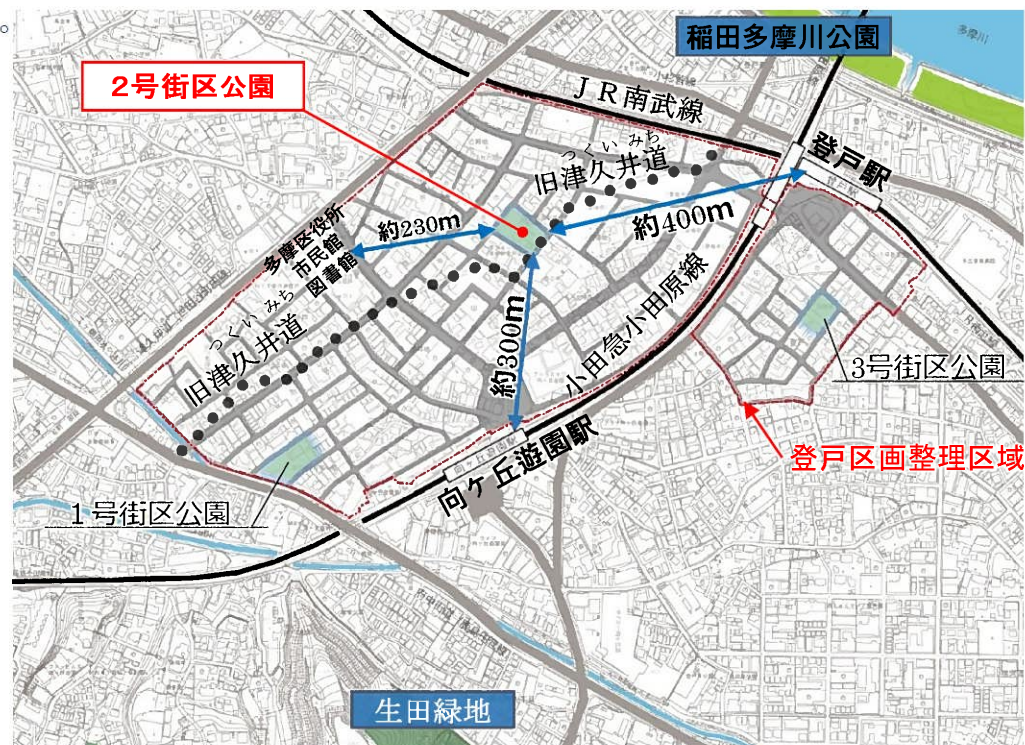
本市が施行する「登戸土地区画整理事業」においては、住民のレクリエーション、憩いの場として3つの街区公園を新設整備する計画である。公園の整備に向けては、令和2（2020）年度に市民協働による公園計画づくりをするためワークショップを開催し、地域からの御意見等を踏まえ、地域に愛され多世代が大いに活用することができる公園を目指し、令和3（2021）年8月に「登戸土地区画整理事業公園基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。

基本計画では、地域ニーズに合わせた公園づくりや、持続可能な管理運営の仕組みを構築することとしている。

また、2号街区公園においては、基本計画を踏まえ、市と地域が協働して、管理運営協議会設立に向けた取組の推進及びレイアウト検討が進められており、地域からカフェや集会所の設置などを求める意見が出ている。

こうした状況の中、令和4（2022）年度に同区画整理区域内に整備する3公園を対象として実施したPPPプラットフォーム意見交換会や、令和5（2023）年度に実施したサウンディング型市場調査において、2号街区公園の活用に対して、民間事業者のニーズが見込まれたところである。

以上のことを踏まえ、民間事業者のアイデアやノウハウを最大限にいかした民間活力を導入することで、当該公園の維持管理水準や利便性を高め、さらなる魅力向上に取り組んでいく。



<位置図>

登戸2号街区公園の民間活力(Park-PFI制度)導入に向けた取組について

2 事業対象地の概要

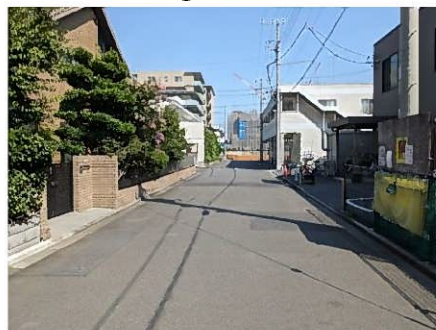
■ 2号街区公園

- (1) 位置：多摩区登戸2205-1
- (2) 公園種別：街区公園
- (3) 公園面積：約2,500㎡
- (4) 用途地域：近隣商業地域（容積率200%、建ぺい率80%）、第一種住居地域（容積率200%、建ぺい率60%）
- (5) 高度地区：第3種高度地区（最高高さ20m、北側制限10m+1.25/1）

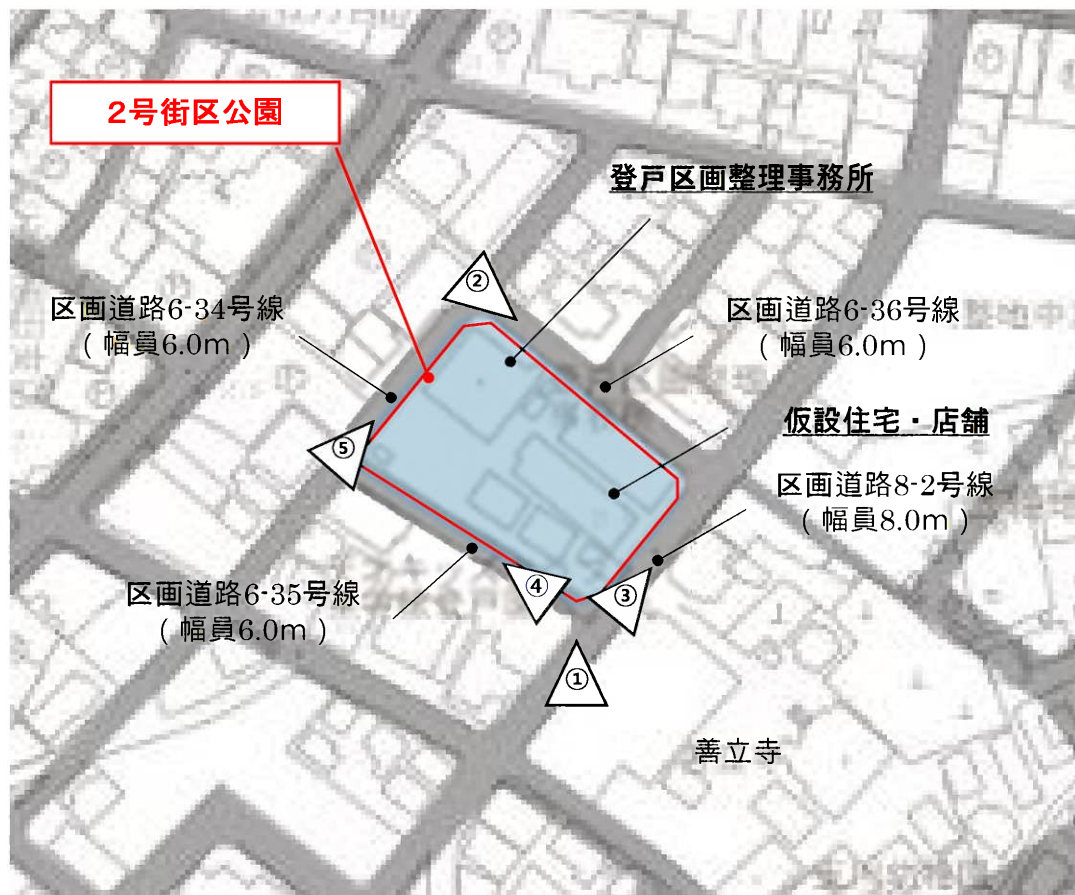


仮設住宅・店舗

① 全景



② 北側道路



2号街区公園

登戸区画整理事務所

区画道路6-34号線
(幅員6.0m)

区画道路6-36号線
(幅員6.0m)

仮設住宅・店舗

区画道路8-2号線
(幅員8.0m)

区画道路6-35号線
(幅員6.0m)

善立寺



仮設住宅・店舗

③ 東側道路



④ 南側道路



登戸区画整理事務所

⑤ 西側道路

登戸2号街区公園の民間活力（Park-PFI制度）導入に向けた取組について

3 民間活力導入に向けた検討

(1) PPPプラットフォーム意見交換会の実施

PPPプラットフォーム意見交換会では、民間活力導入の可能性を確認することを目的に個別対話を実施し、建設業・不動産業・造園業など全7団体が参加した結果、「コンビニやコインパーキングなどの活用は考えられる」という御意見をいただくなど、民間事業者の参入可能性は確認できた一方で、実施に向けては、投資回収の視点で厳しいことから、事業成立する事業範囲や条件の整理が必要などの御意見が寄せられた。

実施日：令和4（2022）年11月25日（金）、11月29日（火）

対話項目	個別対話における主な意見等
立地、活用の可能性、条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後、近隣居住者の増加が想定されるなど立地は悪くないが、2号公園単独での活用は困難 ■ パークPFIの緩和による12%程度だと、2500㎡では規模的に中途半端な印象がある ■ 指定管理者制度など、行政負担の仕組みも検討してほしい ■ （収益性だけを見れば）コンビニやコインパーキングなどの活用は考えられる ■ 週末のみのキッチンカー出店程度であれば検討できる。 ■ 地域との調整にあたっては、市のスタンスを示し、連携してほしい
収益性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の街区公園という特性上、客単価を低めに見込むと、投資回収の視点で厳しい印象 ■ カフェ等飲食の場合、土日、イベント時などは収益が見込めるが、年間通じて考えるとギリギリの印象。一定程度の席数確保が必要
事業範囲と条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の収益だけで公園全体を管理するのは困難
地域貢献の提案	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸切による集会所など交流機能の確保 ■ 歴史の展示スペースの設置 ■ 施設内のトイレ設置 ■ 公園管理業務としてではなく、地域貢献としてのゴミ拾い ■ 施設外部に向けた電源設置 ■ 生田緑地等も含めた回遊性向上イベントの実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生田緑地などを巡る回遊の拠点などになるポテンシャルはある

登戸2号街区公園の民間活力（Park-PFI制度）導入に向けた取組について

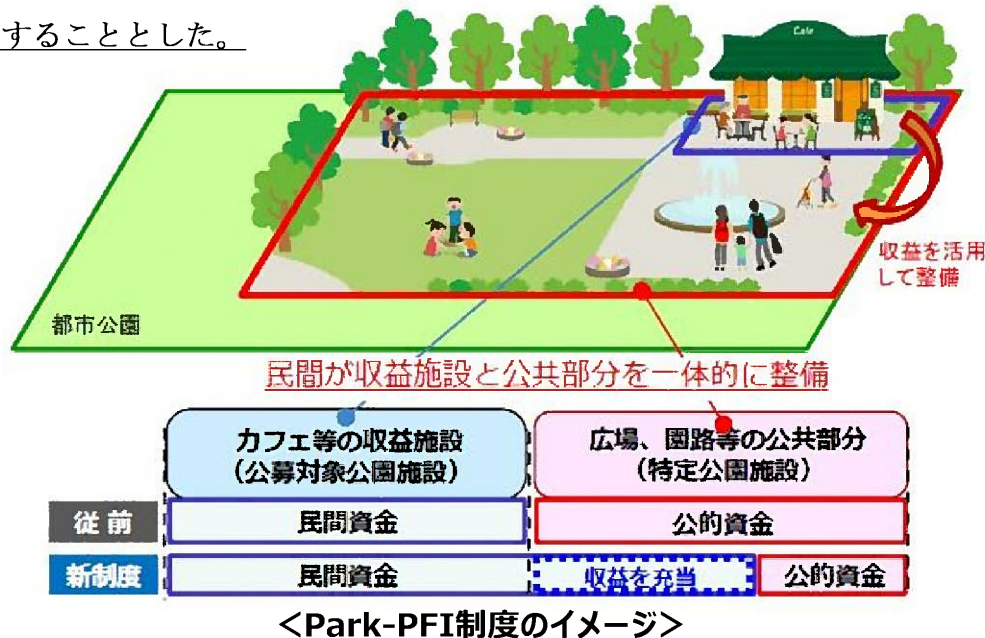
（2）民間活力導入に向けた事業手法の検討

PPPプラットフォームの実施結果等により、2号街区公園における事業性等の課題を踏まえながら、民間事業者の柔軟なノウハウやアイデアを導入するため、「Park-PFI制度」の事業手法について検討を行った。

同制度は、都市公園法に基づき、下記のイメージ図に示すとおり、民間活力を活用し、公園内に設置する収益施設（公募対象公園施設）の整備及び管理運営を行うとともに、その収益により民間事業者が公園施設（特定公園施設）の整備及び維持管理を一体的に行うものである。

収益を活用して特定公園施設の整備を求める特徴を有することから、事業期間の延伸や建ぺい率の緩和など、民間事業者が収益施設を設置・運営しやすくするための特例措置が設けられている。

以上により、「Park-PFI制度」の活用を基本として、事業実現に向けた可能性の検討や、公募条件の整理等を行うためのサウンディング調査を実施することとした。



【Park-PFI制度の主な特例措置】

- ①設置管理許可期間
最長20年間まで許可が可能
(通常は最長10年間)
- ②建ぺい率
飲食・売店等も
最大12%まで設置が可能
(原則2%まで)

〔公募対象公園施設〕

民間事業者が設置する飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

〔特定公園施設〕

民間事業者が設置する園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

登戸2号街区公園の民間活力（Park-PFI制度）導入に向けた取組について

（3）サウンディング型市場調査の実施

サウンディング型市場調査では、PPPプラットフォーム意見交換会の結果や、市内における公園維持管理の現況等を踏まえ、Park-PFI制度を活用した具体的な公募条件整理を行うことを目的に個別対話を実施し、当該公園に対して不動産業2団体から提案があり、「地域企業が主体となるカフェ事業の実施が考えられる」「オペレーションを簡素化し、食材原価、人件費等の経費を適切に圧縮・管理することで、事業性は確保できる」という御意見をいただくなど、事業採算性を確保した公園の魅力向上に向けた取組などの民間事業者ニーズ等が確認できた。

実施日：令和5（2023）年7月14日（金）、7月21日（金）

	主な提案事項
魅力向上に関するアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ■地域企業が主体となるカフェ事業の実施が考えられる ■ヨガなど公園の広場利用につながるようなスポーツジムの誘致が考えられる ■地元の洋菓子店等のセレクト販売も考えられる ■カフェのテイクアウトを可とし、椅子やシートの貸し出し（有償）なども併せて実施すると、公園と一体で様々なシーンに対応可能
地域貢献に関するアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ■地域要望であがっている電源の貸し出し、防犯カメラの設置、店舗の一部または全体のレンタルスペース活用などが可能 ■地域主催イベントにおいてケータリングなどで連携することは可能
特定公園施設の範囲及び整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ■特定公園施設範囲を公園全体としてしまうと、維持管理コストが収益を大幅に圧迫するため、事業性を踏まえると収益施設の周辺のみであれば可能 ■芝生は管理が難しいため、公募にあたっては特定公園施設の範囲等に配慮していただきたい
事業採算性	<ul style="list-style-type: none"> ■カフェはオペレーションを簡素化し、食材原価、人件費、減価償却費等の経費を適切に圧縮・管理することで、事業性は確保できる ■自動販売機やシェアサイクル等のその他収益事業は、今後検討の余地がある
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ■事業性を踏まえると事業期間は20年が好ましい ■協定締結から事業開始まで設計施工含めて約1年程度見込んでいただきたい
公募条件の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■トイレの利用時間は、管理面を考慮すると収益施設の営業時間とすることが望ましい ■事業期間終了時には、広場や植栽程度の標準的な公園機能を整備して返還することは可能 ■地域貢献に寄与する公園の管理などについては、事業性の観点から義務的なものでなく、公園全体の日常の見回り、ゴミ拾い程度であれば可能と考えられるので、公募の条件とする場合は、記載の表現には配慮していただきたい ■公園のオープンと同時に開業できるようスケジュールを調整していただきたい

登戸2号街区公園の民間活力（Park-PFI制度）導入に向けた取組について

4 事業概要

民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活かし、公園の更なる魅力の向上を図るとともに、サウンディング型市場調査等により民間事業者のニーズが確認できたことから、Park-PFI制度を活用するものとし、以下の提案を求める。

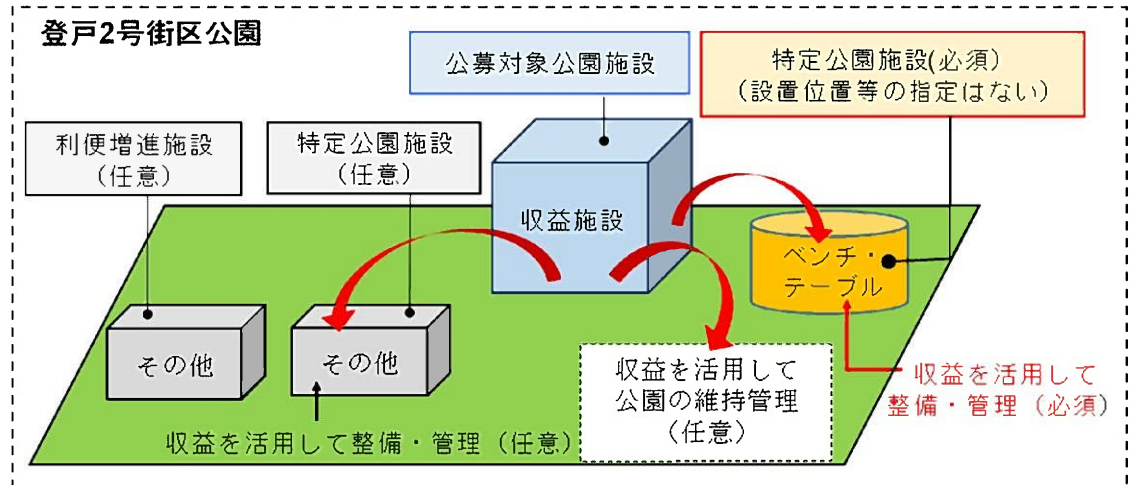
- ① 地域交流やにぎわいの創出につながる公園施設の導入
- ② 公園利用者や地域の利便性及び安全・安心に配慮したサービスの提供
- ③ 津久井道など地域固有の歴史文化の継承
- ④ 地域と連携した効率的で持続可能な管理運営体制の構築

5 主な公募条件等

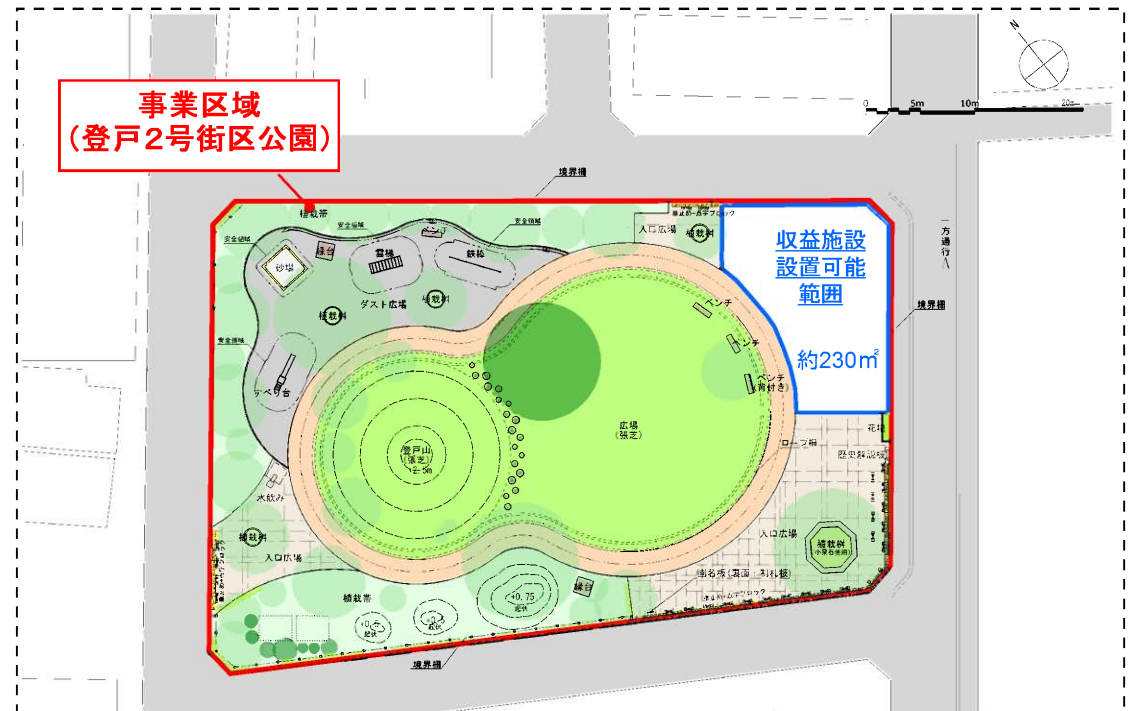
Park-PFI制度を活用して、公園内に設置する収益施設（公募対象公園施設）の整備及び管理運営を行うとともに、その収益により事業者が特定公園施設の整備及び維持管理を行う。

- ① 事業期間は、収益施設の供用（営業）開始日から10年とし、申請により、最長10年の更新ができるものとする。
- ② 右下の図に示した収益施設設置可能範囲内（約230㎡）に、公園利用者の利便性向上にも寄与する収益施設（飲食・売店等）の導入を求める。なお、収益施設の規模は、地域要望等により、屋根・柱等に囲われた室内空間が概ね100㎡程度（トイレを含む）の平屋建てとする。
- ③ 収益施設内に、当該施設利用者以外でも利用できるトイレや、地域交流スペースの導入を求める。
- ④ 特定公園施設として、収益施設と一体的に利用可能なベンチ・テーブルの整備及び維持管理を求める。
※ ベンチ・テーブルの設置位置等についての指定はない。
- ⑤ 地域固有の歴史・文化を感じさせる展示パネルの設置を求める。
- ⑥ 管理運営協議会等と連携し、日常における公園全体の見回りやゴミ拾い等の清掃・美化活動を求める。
- ⑦ その他、任意の提案として、地域のイベント時の電源の貸し出し等のサポートや、草刈り・除草、樹木の剪定等を求める。

<事業のイメージ>



<収益施設の設置について>



Park-PFIを踏まえた登戸2号街区公園基本設計図

登戸2号街区公園の民間活力（Park-PFI制度）導入に向けた取組について

6 2号街区公園における民間活力(Park-PFI制度)導入により期待される効果

① 2号街区公園のサービス・機能向上

Park-PFI制度の活用により、民間事業者による柔軟な利活用及び管理運営を行うことで、2号街区公園の個性・ポテンシャルを引き出した地域に必要とされる公園になること（価値の向上）及び新たな賑わいの創出が期待できる。また、収益施設利用者以外でも利用できるトイレを設置することで公園利用者及び地域の利便性や快適性が向上する。

② 地域交流スペースの創出や地域固有の歴史・文化を活かした地域貢献等

公園利用者や地域住民に向けて、民間事業者独自のアイデアやノウハウを活かし、多様な主体による交流（地域交流スペースの創出）が期待できる。宿場町として栄えた津久井道沿道の立地特性を活かし、地域固有の歴史・文化を感じさせる公園とすることができる。

③ 市の財政負担の軽減

本事業の対象となる施設の工事費、維持管理費は民間事業者負担とするため、市の財政負担を軽減できる。

7 川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会による調査審議

都市公園法において、「設置等予定者（公募対象公園施設の事業者）選定の評価基準の設定」及び「設置等予定者の選定」にあたっては、学識経験者の意見を聴かなければならない（法第5条の2第6項及び法第5条の4第4項）とされている。

このため、本事業のプロポーザル方式の公募で民間事業者から提案のあった内容の審査を行うにあたっては、川崎市都市公園条例において、評価の基準及び選定に関する事項を調査審議するための本市附属機関として設置している学識経験者等で構成する「川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」にて調査審議を行うこととする。

分野等	氏名	役職
都市計画	大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授
経営・財務	志村 恵美子	公認会計士
都市デザイン ・景観まちづくり	中島 伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授
公園緑地計画 ・公園管理	榎野 良明	前中央大学研究開発機構 機構教授
造園	水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授

登戸2号街区公園の民間活力（Park-PFI制度）導入に向けた取組について

8 審査の進め方

(1) 書類審査

- ① 公募設置等指針（募集要項）に基づき提案された内容について、評価の基準に基づき書類審査を行い、それぞれの提案書を採点する。
- ② 要求水準を満たさないなど必要事項を満たさない場合は失格とする。

【審査事項の概要】

- ア 事業実施方針に関すること
- イ 事業実施計画（公募対象公園施設、特定公園施設）に関すること
- ウ 地域の魅力向上に関すること
- エ 事業実施体制に関すること
- オ 経営計画に関すること
- カ 提案価格（公募対象公園の設置許可使用料）に関すること

(2) ヒアリング審査

- ① 民間事業者より提案された内容について、選定委員会の委員によるヒアリング審査を実施する。
- ② ヒアリング内容を踏まえて、書類審査の提案内容の採点の修正がある場合は修正を行う。

(3) 設置等予定者（優先交渉権者）の決定

書類・ヒアリング審査の結果を踏まえ、市として設置等予定者（優先交渉権者）を決定し、各民間事業者に対して審査結果を通知する。

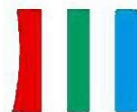
9 今後のスケジュール(予定)

日程	項目
令和6年2月	川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の開催 ⇒ <u>評価基準(案)の設定に関する意見聴取及び公募設置等指針の確定</u>
令和6年3月	公募設置等指針（募集要項）等の公表・ <u>公募の開始</u>
令和6年6月～7月	川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の開催（計2回）
令和6年8月	⇒ <u>設置等予定者</u> （優先交渉権者） <u>の決定及び公表</u>
令和6年8月～	<u>基本協定の締結</u> <u>登戸区画整理事務所の移転後、2号街区公園の整備着手</u>
令和7年7月頃	<u>2号街区公園の供用開始</u>



登戸土地区画整理事業 公園基本計画

令和3年8月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



1. 公園基本計画策定の背景・目的

- ✓ 登戸駅周辺は、かつて津久井道沿道の宿場町として賑わいと活気にあふれ、多摩川の渡しなどにより人の往来が盛んなまちでした。
- ✓ 昭和63年に、登戸駅周辺において、急激な人口増加による生活環境の悪化の改善等を図るため土地区画整理事業に着手しました。
- ✓ これまで、地区内の公園予定地は、登戸土地区画整理事業の推進のために、仮設店舗や仮設住宅といった、権利者の生活再建の一時的な移転先などに活用されてきました。
- ✓ 平成23年度に作成した登戸土地区画整理事業土地利用計画図（地区別方針図）における住宅地区の公共空間の整備方針では、「地区の特性（自然・歴史・文化施設等）を活かし、地域住民の利便に供する公園をつくる。（住民意見をもとに計画作成）」としています。
- ✓ 現在、事業の進捗は終盤を迎え、公園整備に向けた計画を策定する時期に来ており、令和2年度に市民のみなさまとの協働による公園計画づくりのためのワークショップを開催しました。
- ✓ ワークショップでいただいたご意見等を踏まえ、地域に愛され、多世代が大いに活用することができる公園を目指し、地区内3公園の基本計画を定めるものです。

登戸土地区画整理事業の進捗と街区公園の位置図



新たに整備する公園の面積

- ✓ 1号街区公園
2,500㎡ (955㎡暫定供用中)
- ✓ 2号街区公園
2,500㎡
- ✓ 3号街区公園
1,500㎡ (319㎡暫定供用中)

街区公園とは？

- ✓ 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- ✓ 誘致距離250mを標準とする。
- ✓ 1箇所当たり面積0.25ha (2,500㎡) を標準とする。
(都市計画運用指針より)

2. 近年の川崎市公園施策の動向

- ✓ 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けて取り組んでいくことで、公園緑地のポテンシャルや多機能性を引き出し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図るため、「パークマネジメント推進方針」を令和3年3月に策定しました。
- ✓ 令和3年度に「川崎市緑の実施計画（第2期）」の策定を予定しています。

川崎市緑の基本計画

川崎市緑の実施計画（第1期）

パークマネジメント推進方針

川崎市緑の実施計画（第2期）
※令和3年度策定予定

3. 公園緑地の現状と課題

川崎市の公園緑地では、以下の現状や課題が挙げられます。

- ✓ 公園緑地は、地域住民の運動や自然鑑賞、レクリエーション、スポーツなどの場として日常的に利用されています。
- ✓ 一方で、一部の公園緑地では、近隣への騒音や利用者間のトラブル等により、自由な遊びが制限され、魅力が減少している公園緑地も出てきています。
- ✓ 市民ニーズでは、園路や広場、トイレなどの基本的な機能を求める声が多かったことに加え、カフェ・レストランといった便益施設のニーズも一定程度あります。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、公園緑地を含むオープンスペースについて、「三つの密」（密閉・密集・密接）を回避する観点や、テレワークにより自宅近くで過ごす時間が増え、身近な憩い空間の重要性が再認識されています。
- ✓ 市内の街区公園 1,010箇所のうち 753箇所において、愛護会・管理運営協議会が設置され、日常的な維持管理活動など、市と地域との協働による取組を行っています。
(令和3年7月時点)
- ✓ これらの団体は、毎年一定程度の設立がある一方、高齢化や担い手の不足等により活動の継続が困難などの理由から、解散が発生し、団体の設置数は伸び悩んでいます。

- ！Point 様々な利用ニーズにどのように対応するか
- ！Point 管理運営する仲間をどのように集めるのか

4. ワークショップの実施

地域からの公募や、周辺の町内会の方々等にご参加いただき全3回のワークショップを開催しました。周辺地域が持つ特性や、地域のみなさまのニーズを踏まえ、各公園のキャッチフレーズや大事にしたいポイント等を決めました。

第1回 ワークショップ（令和2年10月17日(土)）

テーマ：『あなたは公園でどのような時間を過ごしたいですか』
⇒ 3つの公園の使い方、欲しい公園を話し合いました。

第2回 ワークショップ（令和2年12月5日(土)）

テーマ：『あなたは公園の中にどんな空間をつくりたいですか』
⇒ 空間の構成や空間づくりを検討し、空間のイメージを創り上げました。

第3回 ワークショップ（令和3年3月27日(土)）

テーマ：『あなたは公園が地域の中でどのような存在であってほしいですか』
⇒ 第1回、第2回のワークショップを踏まえて、みなさまの意見をまとめたレイアウトイメージをたたき台に、大事にしたいポイントを確認し合うとともに、今後の管理運営について話し合いました。





5. 新たに生まれる地区内3公園の基本的な考え方

地区内の3公園は、市の基幹となる生田緑地や稲田多摩川公園に挟まれた身近な街区公園です。駅に近い立地や、津久井道沿道の宿場町として栄えた歴史文化など、地域特性を大事にする地域の声も踏まえ、以下の考え方を計画の基本にします。

こんな公園を目指して・・・毎日使えて、誰かと会える。会話をしたり、ゆっくりくつろいだりできる。

- ①. 地域ニーズに合わせた公園づくりにより、日常的に利用され、多様につながり、幸福を感じられる、地域の居場所を創出する。

こんな公園を目指して・・・住んでいる地域の人から愛されている。いつもきれいに使われている。

- ②. 地域の庭として、身近な公園に愛着を持ってもらい、魅力的な公園にするため、地域主体による持続可能な公園の管理運営をめざす。

こんな公園を目指して・・・子供から高齢者まで誰でも日常利用できるし、地域のお祭りや団体等の活動、災害時の一時避難場所など、いろいろな使われ方ができる。

- ③. 多世代が、多様に利活用できるよう基本的な機能として『広場』・『遊具』・『緑』を各公園へ配置しつつ、地域ごとの個性を活かす。

6. 各公園のキャッチフレーズと大事にしたいポイント

ワークショップでのご意見を踏まえて、各公園のコンセプトを決めました。これらを今後の公園整備の設計に反映させていきます。

●1号街区公園【緑豊かなみんなの公園】

▼大事にしたいポイント

- ✓自然を感じられる - 季節を感じられる樹木や草地などの緑を配置
- ✓安心して子供が遊べる - 幼児用遊具ゾーンを配置
- ✓多世代が利用できる - 遊具以外にも多目的に利用できる広場や、健康器具、歴史モニュメントの配置
- ✓持続可能な管理運営 - ボール遊びなど地域も利用者が安心のルール作り

●2号街区公園【みんなの木陰（～地域の特徴を活かした多世代の笑顔あふれる公園～）】

▼大事にしたいポイント

- ✓若者をはじめ、子どもからお年寄りまで多様に使える - 多様な利活用ができる大きな広場を配置
- ✓木陰でくつろげる - シンボルツリーや季節を感じさせる樹木など豊かな緑、サークルベンチ、パーゴラを設置
- ✓安心して子供が遊べる - 大人が見守れるような幼児用遊具ゾーンを配置
- ✓地域の特徴を活かす - 津久井道や小泉橋など地域の歴史を感じることができる空間

●3号街区公園【登戸の顔となる公園をみんなで育てよう】

▼大事にしたいポイント

- ✓多世代から愛され、人が集まる登戸の顔 - 遊具以外にも多様な利活用ができる広場を駅側に大きく確保し、緑やベンチ等を配置
- ✓安心して子供が遊べる - 幼児用遊具ゾーンを配置
- ✓持続可能な管理運営 - 多様な主体が活用できると同時に、担い手が広がる仕組みづくり



7. 持続可能な管理運営の仕組み

地域の様々な団体等との連携・協力により、日常的な維持管理を支える持続可能な管理運営協議会をつくります。

- ✓管理運営協議会は、地域が主体となり、身近な公園を「地域の庭」として管理運営する組織です。
- ✓持続可能な活動に向け、町内会だけでなく、学校や保育園をはじめ、企業、子育て支援サークルや緑の育成団体など、多様な主体の参加が必要です。
- ✓管理運営協議会により、地域のお祭りやイベント等の利用調整が行えるほか、地域の実情にあった利用ルールづくりなど、地域のニーズに合わせて公園を有効活用することができます。
- ✓地区内に新たに生まれる3公園では、整備前から市と地域が協働することで、使い勝手の良い、管理運営を意識した公園づくりを進めます。

管理運営協議会の役割

- ✓公園内の清掃・除草
- ✓低木の刈り込み
- ✓破損遊具・不法投棄の連絡
- ✓樹木の下枝落とし
- ✓花壇の維持管理
- ✓行事等の利用調整など

協議して決める取組

- ✓公園の適正利用に関すること
- ✓芝刈り、ササ刈り
- ✓排水溝の清掃
- ✓病害虫の防除など
- ※管理運営協議会結成前に市と協議

市の役割

- ✓公園施設の補修・改修
- ✓高木・中木の剪定
- ✓不法投棄の処理
- ✓台風災害の処理
- ✓管理運営協議会の運営に関する指導・助言など

※1号街区公園では暫定供用部で公園管理運営協議会が活動しています。

※2号、3号街区公園では公園管理運営協議会の発足に向けて準備を進めています。

※協議会には、どなたでも参加することができます。

8. 公園整備スケジュール

事業進捗等を踏まえて、以下の整備スケジュールを想定しており、今後、管理運営協議会と整備の詳細について協議し、公園づくりを進めます。

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度以降 2024年度以降
1号街区公園		・レイアウト検討 ・詳細設計	公園整備	
2号街区公園		・レイアウト検討 ・管理運営協議会発足 ・詳細設計		公園整備
3号街区公園	・レイアウト検討 ・管理運営協議会発足 ・詳細設計	公園整備		

※事業の進捗により、スケジュールが前後する場合があります。



2号街区公園

キャッチフレーズ

みんなの木陰
 ~地域の特徴を活かした多世代の笑顔あふれる公園~

レイアウトイメージ



※ワークショップ参加者からの意見をもとに作成したイメージ図

大事にしたいポイント

- ✓若者をはじめ、子どもからお年寄りまで多様に使える
 ⇒ 多様な利活用ができる大きな広場を配置
- ✓木陰でくつろげる
 ⇒ シンボルツリーや季節を感じさせる樹木など豊かな緑、サークルベンチ、パーゴラを配置
- ✓安心して子供が遊べる⇒ 大人が見守れるような幼児用遊具ゾーンを配置
- ✓地域の特徴を活かす ⇒ 津久井道や小泉橋など地域の歴史を感じることが
 できる空間

他にもこんな意見がありました

- ・ボール広場、バスケットゴール
- ・安全だと一目で分かる見通しの良さ
- ・道路、マンションからの目隠し
- ・雨の日でも人が集まれる建物、集会所
- ・木登りできる木
- ・炊き出しもできるかまどベンチ
- ・イベントや災害時に使える電源
- ・特徴的な遊具があると良い
- ・きれいなトイレ
- ・防犯カメラ
- ・ターザンロープ
- ・自転車置き場
- ・夏場に熱くなって遊べなくなる遊具は避けたい
- ・高校生になっても使える公園
- ・公園で仕事ができたらいい
- ・親しみを持った愛称で呼ばれるような公園
- ・夢のある公園をみんなで考えていきたい
- ・次の世代につなげられる公園であってほしい

※レイアウトイメージに反映していないこれらのアイデアや意見につきましては、今後地域のみなさまと必要となる条件等を整理しながら具体的な検討行っていきます。

